

特定寄付金には
優遇措置があります！

寄付金控除（法人と個人）

東京メトロポリタン税理士法人
税務部 関根 千明

寄付金は一般的に見返りのない支出とされ、売上のための必要経費とはなりません。しかし、社会生活上、また事業を行っていくうえで必要な寄付もあるため、一定額まで損金算入が認められています。

また、個人においても、公益的寄付を奨励する趣旨から、法人と同様に寄付金控除が認められています。

今回は、法人、個人が寄付をした場合の法人税、所得税、また一部の自治体に拡がっている個人住民税の寄付金控除と併せて、税制上の優遇措置についてカンタンに解説します。

1. 寄付すると税金がどれくらい控除されるの？

（1） 法人の場合には・・・

- ① 国又は地方公共団体、税務大臣が指定したもの（指定寄付金）については、限度額に関係なく、全額が損金の額に算入されます。
- ② 社会福祉法人、認定 NPO 法人等に対する寄付金（特定公益増進法人等に対する寄付金）については、下記③とは別枠で、一定額までが損金の額に算入されます。
- ③ 任意団体、NPO 法人を含むすべての寄付金（その他の寄付金）については、次の限度額までが損金の額に算入されます。

$$\{\text{資本金等の金額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5 / 100\} \times 1/2$$

※ なお、資産の低廉譲渡があった場合の低廉部分、また金銭等の貸付が無利息の場合の利息相当額も寄付金に含められ、相手方が役員または従業員であれば、寄付金ではなく給与として扱われることもありますので、ご注意ください。

（2） 個人の場合には・・・

① 所得税

「寄付した金額－2 千円」が所得金額から控除されます。

ただし、控除できる寄付金の額は、年間所得金額の 40%相当額が限度です。

② 住民税

「ふるさと納税制度[※]」の創設により、現行は「寄付した金額-5千円」のうち、一定額までが還付され、あわせて翌年度の個人住民税が控除（軽減）されることとなります。（控除額は所得金額及び寄付金の額によって変動します。）
ただし、控除できる寄付金の額は、自治体以外への寄付とあわせて年間所得金額の40%相当額が限度となります。

※ 5千円を超える部分は、住所地の自治体に税金として納めるのではなく、「ふるさと」の自治体へ寄付金としておさめること。

※ 軽減例

（例）夫婦・子供2人、年収700万円の場合

（所得税：10%、住民税所得割額：293,500円、寄付金額：35,000円）

・ 住民税基本控除額

$(35,000円 - 5,000円) \times 10\% = 3,000円$

・ 住民税特別控除額

$(35,000円 - 5,000円) \times (90\% - 10\%) = 24,000円 \leq 293,500円 \times 10\% \therefore 24,000円$

・ 所得税軽減額

$(35,000円 - 2,000円) \times 10\% = 3,300円$

合計 30,300円の控除を受けることができます。

（参考：総務省「寄付金税制」HPより）

※ なお、学校の入学に関して支払った寄付は寄付金控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

2. 手続きは？

寄付金控除の手続きとして、法人、個人いずれも確定申告が必要です。

（年末調整では、寄付金控除は受けられません。）

法人においては決算申告時、個人においては確定申告（毎年2月16日～3月15日）時に申告書に必要事項を記載し、領収証明書を添付した上で、所轄税務署へご提出ください。（e-Tax利用の場合には、添付書類の提出を省略することもできます。）

以上、対象となる寄付金の種類を含め、ご不明点等ございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。